

告 示

埼玉県告示第千四十四号

測量計画機関である鳩山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鳩山町

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図修正業務委託）

三 作業地域

鳩山町

四 作業期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで